

## 第36回景観審議会及び意見照会での意見と対応について

No	大分類	小分類(主なトピック)	第36回景観審議会(1/14)での意見	意見照会(2/9~2/20)での意見	委員名	回答	提言書への反映内容
1	提言全体	提言書のタイトル	この提言の守備範囲を明確に示しておく必要があるのではないか。議論してきたような景観としての観点からの提言、という部分を読み取りにくい。		D委員		タイトル変更 (旧)歴史的建造物等を守る仕組みづくりに関する提言 (新)港区の歴史的景観を継承する仕組みづくりに関する提言 ～歴史的建造物・歴史的樹木を守る仕組みについて～
2			今までの議論を踏まえると、港区の歴史的景観を継承するための仕組みづくりがあり、副題として建造物等が出てくるようにするのがよいのではないか。建物だけでなく、樹木もセットになっているニュアンスを含むよう、検討できないか。		A委員	ご意見を踏まえ、提言書のタイトルを変更します。	
3				タイトルと副題に「仕組み」が重複するため、副題を「～守るために」と変更してはどうか。	A委員	ご指摘のとおり変更します。	(新)港区の歴史的景観を継承する仕組みづくりに関する提言 ～歴史的建造物・歴史的樹木を守るために～
4	提言書部分の示し方		提言書部分がすぐにわかるように目次等で見せ方を工夫が欲しい。	A委員	ご指摘のとおり、目次及び第2の冒頭に【提言】という文言(ページ)を追加して、提言書部分がどこかをわかりやすく示します。	目次及び P27(提言の文言)の追加	
5			提言書の概要がわかるよう、箇条書きでポイントを示した方がよい。	A委員	ご指摘のとおり、提言の概要を箇条書きでポイントを記載しました。	P27	
6		「歴史的景観」の定義		「歴史的景観」を対象とすることになったのはよいが、歴史的建造物と樹木との関連性を定義づけてはどうか。 例)歴史的景観とは歴史的建造物と歴史的樹木だけでなく、それらの一体的景観、江戸時代以来の名所としての坂道など広範な対象を含むべきものである。 ただ、今回は、歴史的建造物、歴史的樹木、それらの一体的景観を中心に将来にむけた継承の仕組みを提言に盛り込むこととする。など	A委員	「はじめに」で、歴史的景観の定義(歴史的建造物と樹木の関連性)について触れることとします。	P1 はじめに 22行目～25行目
7		第1の4(提言に当たっての考え方)の位置づけ		「第1の4」(提言に当たっての考え方)を「はじめに」に持つと提言の趣旨が明確になる。	A委員	ご指摘のとおり、提言書の趣旨をすぐに理解できるように、「はじめに」の部分で第1の4(提言に当たっての考え方)の頭出しをするよう、追記します。 第1の4(提言に当たっての考え方)は、現状分析の結果、導き出していることを示すためP25、P26の位置とさせていただきます。	P1 はじめに 16行目～20行目
8		はじめに		「都市機能の更新と保存を両立させながら」の保存の対象がないので、表現として不十分ではないか。 「文化財ではない」は「文化財として登録されていない」の方がよい。	F委員	ご指摘を踏まえ、「歴史的建造物等の保存と都市機能の更新を両立させながら」に修正しました。また、「文化財に未指定・未登録の歴史的建造物等」に修正します。	P1 はじめに 17行目～20行目
9		現行法制度等の課題		文化財保護法を中心とする規制的手法による保護の難しさの説明文中の文のつながりから、しかしではなく、よってが適切ではないか。(建造物、樹木、両方のページ)	A委員	ご指摘のとおり修正します。	P17 イ(ア)7行目 P24 イ(ア)7行目
10		庁内における課題		図書文化財課だけでは、観光・シティプロモーション等への対応が難しい趣旨をはっきり書いた方がよい。	A委員	ご指摘を踏まえ、図書文化財課のみでの対応には限界がある旨を記載します。	P18 エ(イ)6行目～7行目
11	提言書の「保存」の考え方		港区内では急激な更新が多かったが、これを緩やかな更新へと切り替えるようなイメージではないか。		H委員		
12		今回の提言は、緩やかな仕組みで所有者の意向を保存にふりかけてもらうためのものである。歴史的建造物の保存において、所有者の意向が重要なことあり、制度には強制力を持たないという限界があることも理解してもらうことが必要だと思う。そのためには制度の普及啓発も重要である。短期間の保存であっても、補助金で保存する気持ちになる可能性があることにも期待したい。		A委員	ご意見を踏まえ、提言に当たっての考え方として、 ・都市機能の更新と共存しながら、歴史的景観を継承していくことが必要であること ・それを実現するには「文化財に未指定・未登録の歴史的建造物等」に対する「緩やかな保存」という考え方が必要であることを追記します。	・P1 はじめに 7行目～9行目、16行目～20行目に一部追記 ・P25、26 4 提言に当たっての考え方を新規で追加	
13		「はじめに」の章に、今までの制度と今回の制度がどう違うかを明確に書かないと勘違いされる可能性がある。タイトルも今のままだと勘違いされかねない。初めての人も分かりやすく、「緩やかに延命しながら」というところを反映した方がよい。		D委員			
14			4提言に当たっての考え方の1)「緩やかな保存」という考え方の1行目の主語は、「今回の提言は」ではなく、「新たに構築されるべきは」などではないか。	A委員	ご指摘を踏まえ、主語を「新たに構築するべき仕組みは」に修正します。	P25 4の1)1行目	
15			4提言に当たっての考え方の3)「対象とする歴史的建造物等」の図について、本提言書の対象がグレーで色付けされているため、白の方がよい。	A委員	ご指摘のとおり修正します。	P26 4の3)図の修正	
16		都市更新と保全のバランスを実現している事例をもう少し入れてもいいのではないか。P14に少し紹介はあるが、新しい制度は海外でも国内でもある。空中権の移転など、手法をコラムでもいいので入れるとよい。		D委員	ご意見を踏まえ、都内の再開発における歴史的建造物等の保存事例や制度のポイントを記載します。	・P14 3行目以降を追記	
17		新しい仕組みの対象の考え方(歴史的建造物と樹木を一体的に景観としてとらえること)	建築物と樹木を切り分けられない横断的な制度とすることも重要であり、どちらかが重要なら背景にあるものも連動して残しておく必要がある。どちらかが失われると、景観としての特徴が失われるので、連動性をどこかで担保する必要がある。		I委員	ご意見を踏まえ、歴史的建造物と歴史的樹木は、景観構成要素として一体的に検討することが必要である旨を追記します。	・P30 3行目～4行目に追記 ・P33(イ)新たな制度の方向性 19行目～20行目に追記 ・P40(イ)新たな制度の方向性 18行目～19行目に追記
18	提言書の構成		結論が章ごとに分散されているため、本編だけだと把握しづらい。一般的には「まとめ」のような、そこだけ見ればわかるページがある。P25だけでは分かりにくいのではないかと。		I委員	ご意見を踏まえ、提言の概要の2枚目(裏面)に、具体的な取組や仕組みがより分かりやすいよう、提言の内容に沿ってロードマップを加えます。	・P29 具体的な取組や仕組みの詳細及び進め方(ロードマップ)を追加
19			直感的に分かりやすいようにするのは重要である。概要版を別につけることも考えてはどうか。		A委員		
20	所有者や開発事業者への働きかけ	所有者への保存の働きかけ	開発を検討している際に、区から残したい意志などを丁寧に説明することが必要になるのではないか。特に法人に対して積極的に丁寧な説明を行う仕組みを提言に入れてもらえるとうい。		G委員	ご意見を踏まえ、来年度予定しているアンケート実施後にも、継続して区から情報を提供することを記載します。 また、今後、歴史的建造物を守る観点で開発事業者に対して指導していくために、事前に調査対象物件やアンケート調査の内容を、開発指導を所管する部署と共有し、連携することも記載します。	・P34 9行目～14行目(ウ)①新たな制度の活用に向けた事前調査や所有者へのアンケートの実施 に追記
21			区として良い景観を公表しておく、そこに関わる開発があった時には、区として議論をするきっかけとすることができるのではないか。		H委員		

No	大分類	小分類（主なトピック）	第36回景観審議会（1/14）での意見	意見照会（2/9～2/20）での意見	委員名	回答	提言書への反映内容
22		区民景観セレクションについて	開発する区域において、ここはこういう景観が重要というものが先に公表されていると、開発事業者にも読んでもらえる。		C委員	ご意見を踏まえ、短期的に実現するべき取組や仕組みに景観表彰制度を活用した普及啓発の実施を追加します。	・P28 具体的な取組や仕組み「普及啓発」に【重点】として追加 ・P35 ウ 景観表彰制度を活用した普及啓発を追加 ・P41 イ 景観表彰制度を活用した普及啓発を追加
23			区民景観セレクションの重要性が今後上がってくると思われる。区民景観セレクションに選ばれたものは、開発事業者が必ず見るようにするなど、新たな位置づけができるとうい。		A委員		
24			区民景観セレクションで歴史的建造物等の特集を組むことも考えられる。		A委員		
25		開発事業者への働きかけ	歴史的建造物を残していくという観点で、再開発の中で歴史的建造物を残す仕組みや、残す方向性の内容を入れられないか。		F委員	事前に調査対象物件やアンケート調査の内容を、開発指導を所管する部署と共有し、連携することを記載します。	・P34 11行目～14行目（ウ）①に追記
26	区内では各地で開発が進んでいるので、開発に含まれた土地で、区の職員が移植や保全などに関与した方が、区民の反応も良いと思う。			G委員			
27	行政として民間開発に介入する仕組みが全くないわけではないが、区民が個人で声を上げるのも難しい中では、行政がサポートすることも重要である。			A委員	区だけで残すべきアクションを起こしても、所有者の賛同は得られにくいことから、所有者が残していきたいという前向きな気持ちを持ってもらうために、区民からも景観を共有したいという声が上がること重要。また、景観アドバイザー会議において、行政が民間開発に介入する仕組みがあるため、庁内でもご意見として共有します。	—	
28	歴史的建造物	「地域ごとの歴史的建造物」の表における地域の区分		P2の表に「東芝高輪クラブ(旧)」とあるが正式名称の「東芝高輪倶楽部(旧朝吹常吉邸)」が望ましいのではないか。	B委員	「旧朝吹常吉邸」部分が抜けていたため、ご指摘のとおり追記します。	P2 表 高輪地域 4行目
29		「地域ごとの歴史的建造物」の表における地域の区分		「地域ごとの歴史的建造物の特徴」の表の中で、芝、芝浦、海岸、台場が同じ地域とくられていることに、区民として違和感がある。芝は芝公園や三田と同じ地域としたほうがよいのではないか。	B委員	ご指摘のとおり、芝、芝浦、海岸、台場地区の欄には芝地区に関する記載がないことから、より実態に合わせて三田と芝を同じ地域として、記載します。	P2 表 三田・芝地域に変更
30		建物の一部を残す事例について		経済合理性の観点から建物全体を残せない場合に、建物の一部を残す等があるという記載があるが、事例1( 鶯啼居 )は見る人に誤解を与えかねないと思われるので、事例の差し替えを検討してもらいたい。3点から4点の中の一つなら良いが、これだけだと港区がこの形式を積極的に推奨するように誤解が生じる可能性がある。	C委員	ご指摘を踏まえ、あくまでも参考であること、事例の一つであることが伝わるよう、他のコラム欄と同じように青枠でコラムとして認識してもらうように修正します。さらに、事例1の概要欄を事例2と同じ程度に簡潔にします。	P13 コラム化 事例1の概要欄の修正
31		提言書における歴史的建造物の定義		歴史的に重要性が極めて高いものでなくても、ほどほどの資源を区として把握して、重要であると発信していくことがボトムアップにつながる。P5の図に「地方自治体の独自認定制度等」に掛かった点線の意味が重要である。国や東京都の指定がある中で区が指定していくことの重要性を発信する必要がある。	I委員	ご意見を踏まえて、提言書の対象となる歴史的建造物等を明確にします。	・P26 4 提言に当たっての考え方 3) 対象とする歴史的建造物等を新規で追加
32		新たな制度の対象となる「そこそこの」歴史的建造物は、永久には残らなくてもよいということを提言の中に入れてはどうか。			H委員	ご意見を踏まえ、今回の提言は、規制的な手法による保護の難しさ等から、歴史的建造物等の保存と都市機能の更新を両立するような「緩やかな保存」という考え方に立っていること、新しい制度も、永続的な保存を前提とするのではなく、可能な限り長期に渡り歴史的建造物を保存することが重要であることを記載します。	・P25 4 提言に当たっての考え方 1) 緩やかな保存という考え方を追加 ・P33 (イ) 新たな制度の方向性 8行目～14行目を追記 ・P40 (イ) 新たな制度の方向性 9行目～13行目を追記
33		新たな制度の対象となる歴史的建造物や保存方法		現行制度は永続的な保存を求めるもので、それゆえに所有者に敬遠され、保存・活用に至る事例が増えないという弱点があること。区独自の緩やかな仕組みにより所有者の意向を保存・活用に振り向けてもらい、歴史的建造物が一定期間なりとも残るように誘導することが実質的である旨を記載すべき。	A委員	ご指摘を踏まえ、2月9日時点で送付した上段No.27の対応内容を修正します。	・P33 (イ) 新たな制度の方向性 8行目～14行目を追記の内容を修正 ・P40 (イ) 新たな制度の方向性 9行目～13行目を追記の内容を修正
34		助成の対象、保存の基準を議論する必要がある。例えば、リノベーション、コンバージョンも補助の対象とするのか。			I委員	どの程度の保存を求めるか等の制度の対象や補助金の適用要件等は、次年度以降の制度構築の中で詳細に検討します。	・P34 (ウ) ⑦7行目～8行目に追記
35		外観の改修等に対する工事費用の補助		一定の年数に限って外観の維持管理に努める制度とする～について、「一定の年数に限って」だと、区が短期保存を強制するようなニュアンスに読めるため、更新も可能な意味も込めて、「年数を区切って」の方がよい。	A委員	ご指摘のとおり、「年数を区切って」に修正します。（樹木のページも同様に修正します。）	・P34 (ウ) ④4行目 ・P41 (ウ) ①3行目
36		改修に対するアドバイザーの派遣		「区からの専門的な知見を有するアドバイザー等の派遣制度を構築する～」が読みづらいため、「専門的な知見を有するアドバイザー等を区が派遣する制度を構築～」の方がよい。	A委員	ご指摘のとおり、「専門的な知見を有するアドバイザー等を区が派遣する制度を構築～」に修正します。（樹木のページも同様に修正します。）	・P34 (ウ) ③1行目～2行目 ・P41 (ウ) ②1行目～2行目
37		建築基準法適用除外		建築基準法の適用除外は、短期的取組みとしてもよいのではないか。結果として時間がかかるかもしれないが、短期的取組みにいれておかないと検討自体が開始されないことを懸念している。	H委員	条例制定に当たっては、庁内の部署に加え、関係機関（東京都等）との調整が必要であり、協議・調整に時間を要すると想定されます。ご意見を踏まえ、短期的に実現するべき取組や仕組みとして、既に区内で事例のある建築基準法適用除外の事例（指定文化財が対象）を広く周知するとともに、中長期的に実現するべき取組や仕組みについての課題に、上記の課題とともに、早期に検討に着手すべきである旨を記載します。 ※歴史的建造物の活用に向けた条例整備ガイドライン（条例の制定・活用にあたっての課題 論点）を参照	・P35 イ 保存の多様な在り方の事例集の作成に追記 ・P44 4 中長期的に実現するべき取組や仕組みに関する課題 3) 建築基準法適用除外制度の検討 5行目～6行目に追記
38		保存・活用事例		A3の概要、短期的に実現するべき取組や仕組みの一覧の表に記載の「保存・活用事例の普及啓発」については、方針や段階で掲げている調査、保存・活用、普及啓発の普及啓発と分けるためにも「保存・活用事例の公開・共有」などにして用語を変えるべき	A委員	ご指摘のとおり、A3の概要、短期的に実現するべき取組や仕組みの一覧の表に記載の「保存・活用事例の普及啓発」については、「保存・活用事例の公開・共有」	はじめに 下図 P28 概要 P32 表
39		普及啓発		フロムファーストビル等、昭和時代の新しい歴史的建造物が多いことは港区の特徴でもある。区として、保存対象としてこういうものにも着目しているということを発信していくとよい。	B委員	来年度実施予定の歴史的建造物の調査については、「港区の歴史的建造物」（平成18年港区教育委員会）や近現代の歴史的建造物を対象として、実施予定です。新たな制度におけるパンフレット作成時に、近現代の歴史的建造物にも着目している旨を記載していきます。	—
40	重点地域		本審議会で、歴史的建造物等を守る上での最重点地域を設定するなど、地域ごとの優先順位まで提言できるとよいと思った。		C委員		
41			歴史的建造物の調査結果を見ながら、今後の審議会でも議論してよいと思われる。		A委員	歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）策定する場合は、重点区域を定める必要がある旨を記載します。	・P38 歴史的風致維持向上計画（歴まち画）のコラム内、10行目～12行目を追記

No	大分類	小分類（主なトピック）	第36回景観審議会（1/14）での意見	意見照会（2/9～2/20）での意見	委員名	回答	提言書への反映内容
42	歴史的樹木	提言書の構成	既存制度の構成が若干異なる上、歴史的樹木と景観上重要な樹木は必ずしも一致しないこともあり、建造物と同じ構成で提言をまとめることに違和感がある。樹木については、景観の観点から提言の再構築をお願いしたい。		F委員	樹木の説明文中に、「建造物に準じて」という書き方を多用していたが、樹木そのものの説明をより充実させるよう、提言書を更新します。	P39～P41 全体的に歴史的樹木の新たな制度の説明を更新
43		歴史的樹木の取組み内容の見せ方(P38 現P39以降)について		歴史的樹木の取組みの階層構造がわかりにくいので、小項目を再整理するなど、見せ方を変えたほうがよいのではないか。また、歴史的樹木の制度創設の中身について、新たな制度を管理補助とアドバイザー派遣に絞り、普及啓発は分けた方がいいのではないか。	F委員	歴史的建造物と歴史的樹木の取組みの階層構造は同じにしてあるため、混乱が生じないよう、現状のとおりとさせていただきます。  歴史的建造物について、1)短期的に実現するべき取組や仕組みのAは新たな制度の取組、以降は新たな制度以外の取組という構造となっています。A新たな制度の説明の中で、(ア)留意点や(イ)方向性、(ウ)具体的な取組①～④を記載しています。  歴史的樹木について、1)短期的に実現するべき取組や仕組みのAは新たな制度の取組、以降は新たな制度以外の取組という構造となっています。A新たな制度の説明の中で、(ア)留意点や(イ)方向性、(ウ)具体的な取組①～③を記載しています。  建造物、樹木ともに、新たな制度の普及啓発として、プレートの贈呈、パンフレットの作成等をしていく予定であり、新たな制度の普及啓発が必要のため、「新たな制度の具体化」の中で普及啓発の取組として位置づけています。	—
44		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件	樹木を群として扱った時のプラスアルファの要素を考えなければいけない。景観上重要な樹木として構成される樹木そのものに加えて、樹木のピッチや密度なども考慮する必要がある。また、中で枯れるものが出てきたときに、指定している群としての樹木の景観の構成要素を明確にしないと、間違った方向で守られることが懸念される。		E委員	ご意見を踏まえて、樹木のピッチ、密度、その他の関連する建物等、景観として保存したい樹木の構成要素を明確にして、何を保存対象とするかという点に留意して、今後制度設計していく旨を記載します。	・P40(イ)新たな制度の方向性 22行目～26行目に追記
45		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件		P39(現P40)「樹木同士の間隔(ピッチ)や密度が景観に与える影響もあるため」の間隔(ピッチ)と密度の違いはあるのか、この記載で正しいのか。	F委員	山崎委員に確認 間隔(ピッチ)、密度(平米当たりの株数)という違いがあります。提言にも反映いたします。	・P40(イ)新たな制度の方向性 24行目～25行目を修正
46		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件		P40(現P41)「永続的な保存を前提とするのではなく、可能な限り長年に渡り歴史的建造物を保存することを目的とするため、」は歴史的樹木の誤記ではないか。	F委員	ご指摘のとおり、誤記のため修正します。	・P41(ウ)① 3行目を修正
47		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件		樹齢よりは歴史的・文化的な価値に着目すべきである。大きければ残す、太ければ残すという議論になりかねないので、慎重に検討する必要がある。	E委員	来年度以降の制度設計の上で、樹木において何を歴史的かと捉える上での重要なご意見であるので、次年度以降の留意点として追記します。	・P40 28行目～31行目に追記
48		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件		樹木は枯れるので、専門家の意見も聞きながら更新の仕組みも必要である。	H委員	ご意見を踏まえ、専門家の意見も聞きながら、歴史的建造物とは異なる点を踏まえた対応が必要になる旨を追記します。	・P40(イ)新たな制度の方向性 26行目～27行目に追記
49		歴史的樹木や新たな制度の対象となる要件		個人所有の住宅等に対する支援が気になる。庭や玄関、塀の付近の樹木の保存にも区として援助等ができるとうい。	B委員	補助金の対象となる基準は、次年度の新たな制度の詳細設計で検討を進める旨を記載します。	・P41(ウ)新たな制度の具体化①管理等に 対する費用の補助5行目～6行目に追記
50	国や東京都が所有する樹木について		資料1-1のP7の「公共所有の樹木の扱い」の3つ目の記載について、「～公共所有の樹木には適用されませんが、」の表現は素案と齟齬があるので修正が必要である。適用されないのではなく、必要がないという理解である。		F委員	ご意見を踏まえ、資料1-1を修正します。	—
51	国や東京都が所有する樹木について		公共所有の樹木のうち、国や東京都が所有している樹木を区で指定することは可能か。		I委員	新たな制度について、国や東京都も含め、所有者同意が同意すれば指定が可能です。 新たな制度の趣旨を含め、パンフレット等を通じて、制度の周知が必要であるため、国や東京都に対しても、積極的に周知していく旨を記載します。	・P41(ウ)新たな制度の具体化 ③新たな制度の活用に向けた周知啓発と体制構築 11行目～13行目に追記
52	国や東京都が所有する樹木について		区民が港区にある、国や東京都の財産についてぜひ保存してほしいと申し出た場合、区民はどこに投げかければよいのか。		A委員	都市計画課が窓口となります。その後、国や東京都に働きかけていきます。	—
53	国や東京都が所有する樹木について		公共でも国や東京都の所有のものがある。これらに対しても、区として素晴らしいと認めている、という意向を伝える必要があるのではないか。		B委員	来年度以降の制度の周知のパンフレットや広報等を活用して、幅広い情報周知を行うことを検討します。	・P41(ウ)新たな制度の具体化 ③新たな制度の活用に向けた周知啓発と体制構築 11行目～13行目に追記
54	国や東京都が所有する樹木について		運用を始める際に、仕組み自体はできていても、区民がいきなり応募するのはハードルが高いと思う。過去の区民景観セレクションに選ばれた景観を活用して、区から国や東京都に働きかけて先行事例を作った上で、仕組みの運用を始めると区民も応募しやすくなるのではないか。		D委員	区道等でも区民景観セレクションに選定されている景観もあるため、まずは区の中で、区民景観セレクションに選定された景観資源等を区内で共有し、区内部から検討します。	—
55	国や東京都が所有する樹木について		P40(現P41)「また、群としての樹木である並木は、(中略)国や東京都、他自治体にも、新たな制度の趣旨を含め、区の新たな制度についてのパンフレット等を通じて、積極的に制度の周知を行う必要があります。」とあるが、行政間での調整にパンフレットを介した周知という言葉は適さないで、行政間での調整を行うといったトーンで記述してほしい。また、周知を行う対象は区民か、ここで記載すべきは公共所有の樹木に指定を広げていくうえで管理者が異なる場合も含めて行政間の調整を進めて実現に向けた努力をすべき、ということではないか。		F委員	ここで記載している周知の対象は区民ではなく、国や他自治体です。また、ご指摘のとおり、パンフレットを介した周知という言葉は適切ではないので、「国や東京都、他自治体にも、新たな制度の趣旨を含め、積極的に周知する必要があります」と修正します。 公共所有の樹木の指定について、まずは区所有の樹木から積極的に指定してまいります。	・P41(ウ)③ 12行目～13行目
56	普及啓発		並木を群として指定する仕組みについて、港区が率先して実施することが重要で、他の行政区にもわかるように広報等でのアピールを期待している。		B委員	新たな制度の趣旨を含め、パンフレット等を通じて、制度の周知が必要であるため、他自治体に対しても、積極的に周知する旨、記載します。	・P41(ウ)新たな制度の具体化 ③新たな制度の活用に向けた周知啓発と体制構築 12行目～13行目に追記
57	区民景観セレクションで歴史的景観の継承をテーマとすること		区民景観セレクションを通じて区民の関心を高めることが保存のツールになることは理解するが、ここまで直接的な表現と対応が提言としてふさわしいかは疑問に感じる。		F委員	審議会内で、区民景観セレクションにおいて、歴史的景観の継承に関する内容をテーマとすべきという旨のご意見があったため、記載させていただいております。	—

No	大分類	小分類（主なトピック）	第36回景観審議会（1/14）での意見	意見照会（2/9～2/20）での意見	委員名	回答	提言書への反映内容	
58		歴史的な樹木の中長期的に実現するべき取組や仕組みの内容について		P42(現P43)歴史的樹木の中長期的に実現するべき取組や仕組みの内容が希薄に見える。普及啓発の中長期的に実現するべき取組は、短期的に取り組める内容ではないか。	F委員	ご指摘を踏まえ、P43の表の下に、歴史的建造物と同様に解説を追記しました。 普及啓発の「区の観光・プロモーション制度による情報発信」と「魅力の普及啓発」で記載している取組は、新たな制度により指定した樹木等がストックされた段階で実現が可能なものと考えます。また、第36回の審議会でもお示ししたとおり、産業振興課など、庁内調整が必要なことから中長期的に位置づけている点をご理解いただければと思います。 来年度、都市計画課単独で実施できる短期的に実現するべき取組や仕組みに記載している内容については、早急を実施してまいります。	・P43 2)中長期的に実現するべき取組や仕組み 6行目～11行目を追記	
59				P42(現P43)表の中の「区民等による歴史的建造物等候補の推薦制度の構築」は建造物の記載と同じではないか。	F委員	ご指摘を踏まえ、歴史的樹木に修正しました。	・P43表の修正	
60					P42(現P43)表の中の「区民等による～推薦制度」について、区民景観セレクションが区民からの推薦制度に相当するのではないか。	F委員	区民景観セレクションを活用した普及啓発の実施は、既存の取組でもあるため、短期的に実現するべき取組や仕組みとしています。 中長期的に実現するべき取組や仕組みに記載している推薦制度は、調査の視点から、歴史的建造物、樹木のみを対象とした推薦制度です。第35回景観審議会の資料1-3において、「市民が残したいと思う歴史的建造物のリスト「京都を彩る建物や庭園」」を事例として紹介しています。また、審議会においても、歴史的建造物(樹木)セレクションというご意見もありました。 先進事例等を考慮しながら、様々な取組を検討するため、既存の区民景観セレクションとは別に、区民による直接的な推薦制度として中長期的に実現するべき取組や仕組みとしています。	—
61					P42(現P43)表の中の「保存・活用を支援するファンドの設置」について、樹木の保存にファンドを設けるということが現実的な提言とは思えない。	F委員	ご指摘を踏まえ、P43の表の下に、歴史的建造物と同様に解説を追記しました。歴史的建造物と同様に、官民連携での資金調達の仕組みが必要であり、財源の確保という観点でのファンドとして記載をしています。	・P43 2)中長期的に実現するべき取組や仕組み 9行目～11行目
62			「5 その他の関連する検討事項」		P44(現P45)「2)歴史的樹木にとどまらない樹木の保全」の項は「5その他の関連する検討事項」ではなくP38(現P39)～の「(2)歴史的樹木」の中で、例えば(イ)制度の方向性の一部として記述してはどうか。 あわせてP44(現P45)の前段部(単体にとどまらない景観の考え方)はP25からの「4提言に当たっての考え方」で述べたほうがよいのではないか。	F委員	ご指摘のとおり、P40「(2)歴史的樹木」の1)「(イ)新たな制度の方向性」に留意点として記載させていただきます。 P44(現P45)5)1)建造物や樹木等の単体にとどまらない景観の捉え方は、本提言書の対象が歴史的建造物と歴史的樹木である一方、議論の中で建造物や樹木等の単体にとどまらず、景観に関して幅広く検討が必要であるというご意見もあったことから、本提言書に盛り込むため、その他の関連する検討事項として記載しております。	・P40 28行目～31行目
63						以前の審議会でも都電(芝浦線)の線路跡が残っていることをお伝えし、芝浦港南地区総合支所のプロジェクトにも参加したので、都電線路跡も「地域ごとの歴史的建造物の特徴」の表に追加して欲しい。	G委員	P2の「地域ごとの歴史的建造物」の表は、平成18年の教育委員会の報告書の「港区の歴史的建造物」をベースに作成しています。ご指摘の線路跡については、次年度以降の調査や仕組みの構築の際に、事例として挙げながら、建造物や樹木等にとどまらない景観について、議論していきたいと考えています。この事例のように、区民やその他の民間の方からの情報提供を受けながら、官民連携で進めたいと思います。 また、線路跡のような歴史的な構造物も歴史や文化を伝える景観資源として捉えるため、「5 その他の検討する事項」の「1)建造物や樹木等の単体の構造物にとどまらない景観の捉え方」の文章の中に、「さらには線路跡などの」を追加しました。
64		「参考資料 4. 歴史的樹木の保存等に関する制度の概要」		P48(現P49)の表の環境課所管の保護樹木・樹林の制度における生垣の基準(高さ1.5m以上、長さ20m以上)について、個人住宅の場合、高さ1～1.5m程度もあり得る。また長さ20mという基準も現状では長いのではないか。生垣の高さや長さについて、現状調査などを行った方がいい。	B委員	環境課所管の既存の制度の説明のため、このままの記載とし環境課にもご意見としてお伝えします。また、次年度以降の新たな制度の構築の際に参考にさせていただきます。	—	
65	その他	庁内連携	区において、各課等の所管事務が規定で定められていると思う。歴史的建造物等の事務についても、所管部署を明確に定める必要があるのではないか。組織として仕事の割振りも明確にし、部署ごとに何の事務を遂行していくのかをはっきりさせる必要がある。		G委員	庁内で連携して事務を実施するにあたり、新たに発生すると想定される事務については、ご意見のとおり所管部署を定める必要があります。	—	